

20kW 以上の野立て発電所は 標識の掲示義務があります

建物の屋根に載っているシステムは20kW 以上でも標識の掲示義務はありません

※「20kW」は設備認定出力や発電出力を指します。パネルの合計出力とは違います



設置期限

認定取得の
時期別

設備認定を受けた時期が
2017 年 3 月 31 日以前

2018.3.31

までに設置

2017 年 4 月 1 日以降に
事業認定を受けた物件は

着工後速やかに

標識の記載例

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備			
再生可能エネルギー 発電設備	区分	①	太陽光発電設備
	名称	②	○△□発電所
	設備 ID	③	D※※※ & %87
	所在地	④	東京都中央区日本橋茅場町 X-X-X
	発電出力	⑤	49.5kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	⑥	発電 太郎
	住所	⑦	岡山県岡山市中区国富 XXX-5
	連絡先	⑧	03-5XXX-3XXX
保守点検責任者	氏名	⑨	保守メンテ(株) 代表 太陽一郎
	連絡先	⑩	03-XXX2-XXX3
運転開始年月日		⑪	201X 年 XX 月 XX 日

標識の仕様

サイズ

縦: 25cm 以上
横: 35cm 以上

素材

素材の指定はないが、
風雨により劣化、風化し
文字が消えることのない
よう適切な素材や加工を
施す必要あり



太陽光 標識

検索

…定型文部分です。①～⑪部分は各発電所「事業計画」と同じ内容を記載します。

- ①: 「太陽光発電設備」と記載。 ②: 認定された「発電設備名称」を記載。
③: 認定された「設備 ID」。 ④: 「設備の所在地」の住所を記載。
⑤: 認定の「発電出力」を記載。 ⑥: 「設備設置者」の設置者氏名。
⑦: 認定の「設置者住所」を記載。 ⑧: 「設置者電話番号」を記載。
⑨・⑩: 認定の保守点検責任者名と電話番号。 ⑪: 「運転開始日」(又は予定日) を記載。

さらに!

発電所への立入を制限する柵堀等の設置と、
外から見易い位置に立入禁止看板の掲示も
求められていますので、一緒に行いましょう



イメージ

資源エネルギー庁の
ガイドラインは
必ずご確認ください



資エネ庁 なっとく再生可能エネルギー
＞法令集・契約関係
＞事業計画策定ガイドライン (太陽光)

<https://goo.gl/VAE1DE>